

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2021年7月1日現在

～2021年6月30日

2020年7月1日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

目次（略）

第1章～第8章（略）

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第37条 当社が提供するUniversal Oneサービス（国際V P Nサービスに係るものを除きます。）の料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供するUniversal Oneサービス（国際V P Nサービスに係るものを除きます。）の工事に関する費用は、工事費及び設備費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

3 国際V P Nサービスの料金及び工事費等は、当社が指定するサービスオーダーフォームに定めるとおりとします。

ただし、国際回線の設置場所又は工事の態様その他の状況により、国際V P N契約の締結後にその国際V P Nサービスに係る料金及び工事費等が確定する場合があります。この場合において、当社は、確定後の料金及び工事費等をUniversal One契約者に通知します。

（注）本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供するUniversal Oneサービスの態様に応じて、定額通信料、ワイヤレス利用料、付加機能利用料、加算料及びユニバーサルサービス料を合算したものとします。

第38条～第43条（略）

第10章～第13章（略）

別記（略）

料金表

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

目次（略）

第1章～第8章（略）

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第37条 当社が提供するUniversal Oneサービス（国際V P Nサービスに係るものを除きます。）の料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2（略）

3（略）

（注）本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供するUniversal Oneサービスの態様に応じて、定額通信料、ワイヤレス利用料、付加機能利用料、加算料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を合算したものとします。

第38条～第43条（略）

第10章～第13章（略）

別記（略）

料金表

～2021年6月30日

2021年7月1日～

通則

1～2

3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
(1)～(6) (略)

4 通則3の規定による月額料金の日割は料金月の日数により行います。この場合、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
5～19 (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金
第1 VP Nサービスに係るもの
1 適用

区 分	内 容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) ユニバーサルサービス料の適用	当社は、2-4に規定するユニバーサルサービス料は、メイン契約に係るワイヤレス回線番号（M2M等専用番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第3号に規定する電気通信番号をいいます。）であるものを除きます。）1番号ごとに適用します。

(8) (略)	(略)
---------	-----

2 料金額

通則

1～2

3 (略)

3の2 3の規定による月額料金の日割のうち、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1類（利用料金）第1（VP Nサービスに係るもの）2-4（ユニバーサルサービス料）及び2-5（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

4 (略)

5～19 (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金
第1 VP Nサービスに係るもの
1 適用

区 分	内 容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) ユニバーサルサービス料の適用	当社は、2-4に規定するユニバーサルサービス料は、メイン契約に係るワイヤレス回線番号（M2M等専用番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第3号に規定する電気通信番号をいいます。）であるものを除きます。）1番号ごとに適用します。
<u>(8) 電話リレーサービス料の適用</u>	<u>当社は、2-5に規定する電話リレーサービス料は、メイン契約に係るワイヤレス回線番号（M2M等専用番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第3号に規定する電気通信番号をいいます。）であるものを除きます。）1番号ごとに適用します。</u>
<u>(9) (略)</u>	(略)

2 料金額

～2021年6月30日

2021年7月1日～

2-1~2-3 (略)
2-4 ユニバーサルサービス料

1のワイヤレス回線番号ごとに月額

区 分	料 金 額
ユニバーサルサービス料	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (https://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。	

第2 (略)
第2類 (略)
第2表~第3表 (略)

2-1~2-3 (略)
2-4 ユニバーサルサービス料

1のワイヤレス回線番号ごとに月額

区 分	料 金 額
ユニバーサルサービス料	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (https://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。	

2-5 電話リレーサービス料

1のワイヤレス回線番号ごとに月額

区 分	料 金 額
<u>電話リレーサービス料</u>	<u>1円 (1.1円)</u>
<u>備考 毎年4月利用分から起算して、電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた年額の番号単価 (当社のWebサイト (https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html) に掲載するものとします。) を1円で除して得られる数値と同値の月数分の期間において、支払いを要します。</u>	

第2 (略)
第2類 (略)
第2表~第3表 (略)

附 則 (令和3年6月17日 D P S企第00795589号)
(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 料金表第1表 (料金 (附带サービスの料金を除きます。)) 第1類 (利用料金) 第1 (V P Nサービスに係るもの) 2-5 (電話リレーサービス料) の備考欄の期間について、令和3年度においては、令和3年7月利用分から起算して適用するものとします。